

ADOBE ACROBAT READER ソフトウェア使用許諾契約

本契約書をよくお読みください。本ソフトウェア（以下に定義）の全部または一部をインストール、コピー、配布、または使用することにより、お客様は本ソフトウェア使用許諾契約（以下「**本契約**」という）のすべての条件に同意したものとみなされます。次の場合は、本ソフトウェアを使用しないでください。（a）お客様が本契約の条件に同意しない場合、（b）お客様が、アドビと拘束力のある契約を締結できる法定年齢に達していない場合、または（c）お客様が、米国またはその他の国の法律に基づき、本ソフトウェアの受領を禁じられている場合。**本契約に同意した場合、本契約はお客様、本ソフトウェアを取得した団体、および本ソフトウェアが自己のために使用される団体に対して強制力を有します。**

本ソフトウェアは、**販売されるのではなく、本契約の条件に従ってのみ使用許諾**されます。

1. 定義

1.1 「**アドビ**」または「**当社**」とは、お客様が米国、カナダ、メキシコ、米国海外領土、および米国軍事基地（以下「**北米**」という）に存在する間に本契約が締結された場合は、主たる事業所が345 Park Avenue, San Jose, California 95110にあるDelaware法人であるAdobe Inc.を意味し、それ以外の場合は、主たる事業所が4-6 Riverwalk, Citywest Business Campus, Saggart, Dublin 24, IrelandにあるAdobe Systems Software Ireland Limitedを意味します。

1.2 「**アドビオンラインサービス**」とは、アドビまたはアドビの関連会社がホストするweb対応サービスおよびコンテンツを意味します。

1.3 「**コンピューター**」とは、デジタルまたは類似の形式で情報を受け取り、一連の命令に基づいて特定の結果を得るために当該情報を操作する仮想マシンまたは物理的な電子機器を意味します。これには例えば、デスクトップコンピューター、ラップトップ、タブレット、モバイルデバイス、通信デバイス、インターネットに接続されたデバイス、およびハードウェア製品など、多様な生産性ソフトウェアや、エンターテインメントソフトウェア、またはその他のソフトウェアアプリケーションを稼働でき、ドキュメンテーションに指定された本ソフトウェアの必要システム構成を満たすものが含まれますが、これらに限定されません。

1.4 「**電子証明書**」とは、文書に電子署名を適用するときに、個人または組織の身元を確認するために使用される公開鍵証明書または身元証明書を意味します。

1.5 「**ドキュメンテーション**」とは、アドビが発行する本ソフトウェアの技術的な使用ガイドラインおよび説明であって、本ソフトウェアの設計および意図された目的を記述したものを意味します。「ドキュメンテーション」には、第三者が提供するフォーラムやコンテンツは含まれません。

1.6 「**本ソフトウェア**」とは、DC形式またはクラシック形式のすべてのAdobe Acrobat Reader用ソフトウェアファイル、および本契約とともにまたは本契約に関連してアドビがお客様に提供する、当該ソフトウェアファイルに対応するデータ、情報、コンテンツ、フォント、ドキュメントに加え、別個の条件に基づいて提供されるものを除き、アドビがお客様に随時提供する当該情報に対する修正版とそのコピー、アップグレード、アップデート、および追加（以下総称して「**アップデート**」という）を意味します。

1.7 「**ソフトウェア統合**」とは、本ソフトウェアと追加の製品、サービスまたはプラグインを組み合わせた独自のオファリングを意味します。

1.8 「使用」とは、本ソフトウェアのアクセス、インストール、ダウンロード、またはその他本ソフトウェアの機能を使用してメリットを得ることを意味します。

2. ソフトウェアライセンス

2.1 ライセンス許諾

お客様がアドビまたはそのいずれかの正規ライセンシーから本ソフトウェアを取得した場合、第3条の制限を含む本契約の条件を遵守することを条件に、アドビはお客様に対し、ドキュメンテーションに記載されている目的で本ソフトウェアを使用するための非独占的かつ譲渡不能なライセンスを許諾します。

2.2 一般的な使用

本ソフトウェアは、お使いのコンピューターに1つのコピーをインストールして使用することができます。

2.3 ソフトウェア統合

本ソフトウェアは、ソフトウェア統合の一部としてお客様に提供される場合があります、お客様による当該ソフトウェア統合の使用には、適宜、追加条件が適用されます。

3. 制約および義務

3.1 サービスビューローの禁止

お客様は、サービスビューローの形態で本ソフトウェアを使用または提供することはできません。第11条に、フォントソフトウェアのみに関する限定的な例外が規定されています。

3.2 サーバーでの使用と配布

本契約は、お客様が本ソフトウェアをサーバーにインストールしたり、サーバーで使用したりすることを許可するものではなく、また、本ソフトウェアをサブライセンスまたは配布する権利をお客様に付与するものではありません。かかる権利の取得方法について詳しくは、http://www.adobe.com/go/acrobat_distribute を参照してください。

3.3 統合の制限

お客様は、当社が当該統合を提供するか、明示的に許可する場合を除き、有料版のAcrobat、またはアドビメンバーシップもしくはライセンスキーを使用してのみ利用可能なPDF機能を提供する他のソフトウェア、プラグイン、または拡張機能と本ソフトウェアを統合し、または連携して使用することはできません。本第3.3条にかかわらず、お客様は、アドビが提供する、またはアドビが以前に承認したプラグインと本ソフトウェアを統合または使用することができます。

3.4 ソフトウェアの制限

アドビソフトウェアプロテクションサービスのインストールについてアドビが別途同意を得る必要がある場合を除き、お客様は、本ソフトウェアをインストールまたはアップデートすると、「アドビソフトウェアプロテクションサービス」がダウンロードされる場合があることを了承するものとします。アドビソフトウェアプロテクションサービスは、まずアドビソフトウェアが存在するかどうかをチェックし、見つかった場合には、非正規品のアドビソフトウェアのコピーが存在するかどうかを検出して識別するプログラムです。本ソフトウェアおよびアドビソフトウェアプロテクションサービスは、<https://www.adobe.com/jp/genuine.html>（または後続のURL）に記載されているとおり、情報を収集して、アドビに送信する場合があります。アドビソフトウェアが非正規品であるとアドビが判断した場合、非正規品であるアドビソフトウェアの一部または全部が操作不能、一時停止、または使用終了となる可能性があります。

3.5 無効な機能

本ソフトウェアには、非表示もしくは無効と表示される機能、またはグレー表示される機能（以下総称して「無効な機能」という）が含まれている場合があります。無効な機能は、お客様がアドビからのみ取得できる有効化技術を使用して、作成されたPDFドキュメントを開いた場合にのみアクティベートされます。お客様は、当該有効化技術を（追加の使用権限を購入して）使用する以外の方法で、無効な機能にアクセスし、もしくはアクセスを試み、または無効な機能に類似の機能を本ソフトウェアを使用して実現したり、その他の方法で当該機能の起動を規制する技術を回避したりしてはなりません。

3.6 通知

本ソフトウェア上または本ソフトウェア内に表示される著作権表示またはその他の所有権の通知を変更または除去することはできません。

3.7 変更およびリバースエンジニアリングの禁止

お客様は、いかなる方法でも、本ソフトウェアを変更、移植、翻案、翻訳、または本ソフトウェアに基づく二次的著作物を作成しないものとします。お客様は、リバースエンジニアリング（システムを再現するために、システムを介してアプリケーションに流れる入出力を監視または追跡することを含みますが、これに限定されません）、逆コンパイル、逆アセンブル、またはその他の方法で、本ソフトウェアのソースコード、データ表現、または基礎となるアルゴリズム、プロセス、メソッド、またはその他の部分の解明を試みてはなりません。適用される法域の法律が、本ソフトウェアのライセンス部分を他のソフトウェアと相互運用可能にするために必要な情報を得る目的で、本ソフトウェアの逆コンパイルをおこなう権利をお客様に付与している場合、お客様は当該権利を行使する前に、まず当該情報の提供をアドビに要求する必要があります。アドビは、アドビの裁量により、当該情報をお客様に提供するか、またはお客様による本ソフトウェアの逆コンパイルに対して、本ソフトウェアにおけるアドビおよびアドビのサプライヤーの独占的権利を保護するうえで合理的な条件（合理的な費用など）を課すことができます。また、当該逆コンパイルは、お客様またはお客様の代理として本ソフトウェアのコピーの使用を許可された者のみが実行できます。本契約に従ってアドビから提供された情報またはお客様が入手した情報は、本契約に定められた目的にのみ使用するものとし、第三者に開示したり、本ソフトウェアと実質的に類似するソフトウェアを作成するために使用したり、アドビまたはそのライセンサーの著作権を侵害するその他の行為に使用したりすることはできません。

4. サブライセンスまたは譲渡の禁止

本契約で明示的に許可されている場合を除き、お客様は本ソフトウェアに関するお客様の権利を賃貸、リース、販売、サブライセンス、譲渡または移転することはできず、また本ソフトウェアのいかなる部分も、他の個人または法人のコンピューターへのコピーを許可することはできません。

5. 知的財産権、権利の留保

アドビおよびそのサプライヤーは、本ソフトウェアおよびお客様が作成した本ソフトウェアのコピーに関するすべての権利、権原、および利益を保持します。本ソフトウェアの構造、構成およびコードは、アドビおよびそのサプライヤーの重要な知的財産（営業秘密や機密情報など）です。本ソフトウェアは、米国その他の国の著作権法および国際条約の条項等（ただしこれらに限定されない）により、法的に保護されています。本契約に明示的に記載されている場合を除き、本契約は本ソフトウェアに対するいかなる知的財産権もお客様に付与するものではなく、明示的に付与されている以外のすべての権利はアドビおよびそのサプライヤーが留保します。

6. フィードバック

お客様は、アイデア、提案、または提案（以下「フィードバック」という）を当社に提供する義務はありません。ただし、お客様がアドビにフィードバックを提供した場合、お客様はアドビに対し、当該フィードバックに基づく製造、使用、販売、製造委託、販売オファー、読み込み、複製、公開展示、配布、変更および公開実行につき、全世界を対象とした、非独占的かつロイヤリティフリー、サブライセンス可能で譲渡可能なライセンスを付与したものとみなされます。

7. プライバシー

7.1 プライバシー

アドビがお客様とお客様のソフトウェアの使用に関する情報を収集、使用、共有、または処理する方法については、<https://www.adobe.com/jp/privacy/policy.html>に掲載されているアドビのプライバシーポリシーをご覧ください。お客様のプライバシー設定は、いつでも<https://www.adobe.com/jp/privacy/opt-out.html>で調整できます。

7.2 アドビによるお客様のコンテンツへのアクセス

アドビは、法が許す範囲で、出力ファイルにアクセスまたは表示する方法を制限します。例えば、アドビは、次の目的で、出力ファイルへのアクセスまたは表示が必要になる場合があります。

(a) フィードバックまたはサポート要求への対応、(b) 不正行為、セキュリティ、法的もしくは技術的な問題の検出、防止、またはその他の対処、(c) 本ソフトウェアの開発、改善、カスタマイズ、および運用（機械学習による改善について詳しくは、http://www.adobe.com/go/machine_learning_jpを参照してください）、ならびに (d) 本契約の強制。

8. 接続性

8.1 インターネットへの自動接続 本ソフトウェアは、別途通知をおこなうことなく、お客様のコンピューターをインターネットに自動的に接続し、お客様への追加の情報や機能の提供（例えば、アドビオンラインサービスなど）などの目的のためにアドビのwebサイトまたはアドビのドメインと通信をおこなうことができます。

8.2 アドビオンラインサービス アドビオンラインサービスにアクセスするには、http://www.adobe.com/go/terms_jpで提供されているアドビ基本利用条件などの追加条項に同意する必要があります。また、別途アドビメンバーシップや料金が必要になる場合があります。お客様のコンピューターがインターネットに接続している場合、本ソフトウェアは追加で通知をすることなく、断続的または定期的に、特定のアドビオンラインサービスへのアクセスを促すことがあります。アドビオンラインサービスには、例えば、Acrobat.com上の特定のPDF機能、webサイト上でホストされ本ソフトウェア内で使用できる機能もしくは拡張機能、またはお客様のブラウザー内の拡張機能などがありますが、これらに限定されません。またアドビは、過去に無償で提供されていたアドビオンラインサービスへのアクセスまたはその使用について、対価の請求を開始する権利を留保します。お客様のコンピューターがインターネットに接続されている場合、本ソフトウェアは、お客様がオフラインであっても、これらのアドビオンラインサービスを利用できるように、別途の通知なしに、これらのアドビオンラインサービスからダウンロード可能なマテリアルを更新する場合があります。アドビは、本ソフトウェアならびにアドビの他のアドビ製品およびサービス（アドビオンラインサービスなど）に関する情報を提供するために、製品内マーケティングを表示することができます。製品内マーケティングについて詳しくは、本ソフトウェアの「ヘルプ」メニューを参照してください。

8.3 PDFファイルの使用

本ソフトウェアを使用して、ダイナミックコンテンツの表示を許可されたPDF文書を開くと、ご使用のコンピューターは、アドビ、広告主または第三者によって運営されるwebサイトに接続す

る場合があります。そのようなサイトをホストする当事者は、開かれたPDFファイル内またはその付近に表示されるコンテンツを送信または供給する技術を使用する場合があります。Webサイトの運営者は、JavaScript、Webビーコン（アクションタグまたはシングルピクセルgifとも呼ばれる）および他の技術を使用して、コンテンツの有効性の測定およびコンテンツのパーソナライズ化を行う場合があります。アドビは、第三者が使用する機能にアクセスしたり、かかる機能を管理したりすることができない場合があります、第三者のwebサイトの情報利用は、当社のプライバシーポリシーの適用範囲外です。

8.4 アップデートの適用

当社は、本ソフトウェア（その部分または機能を含む）または任意のアドビオンラインサービスを、お客様や他の方に対する責任を負うことなく、随時変更、更新または廃止することがあります。コンピューターがインターネットに接続されている場合、本ソフトウェアは、追加の通知なしに、(a) コンピューターにダウンロードおよびインストールが可能なアップデートがないかを確認、(b) アップデートを自動的にダウンロードおよびインストール、ならびに (c) インストールの結果をアドビに通知するために、断続的または定期的に、お客様のコンピューターをインターネットに自動的に接続する場合があります。これらのアップデートは、バグ修正、新機能、または新バージョンなどです。お客様は、本ソフトウェアの使用の一環としてアドビからかかるアップデートを受け取ることに同意するものとします。デフォルトの更新設定の変更方法については、http://www.adobe.com/go/update_details_url_jp（または後継webサイト）を参照してください。

9. 第三者提供物

9.1 第三者提供物

本ソフトウェアでは、第三者のコンテンツ、ソフトウェアアプリケーション、データサービス（以下「**第三者提供物**」という）にアクセスして相互運用できる場合があります。お客様による第三者提供物（商品、サービス、情報、または電子証明書を含む）へのアクセスおよびその利用は、当該提供に関する条件および適用法令に準拠します。第三者提供物はアドビが所有または提供するものではありません。お客様は、米国またはその他の国の著作権法を含む適用法に違反して、かかる第三者提供物を使用しないことに同意するものとします。アドビまたは第三者は、理由の如何にかかわらず、どの第三者提供物についてもそのアクセスをいつでも変更または中止することができます。アドビは、第三者提供物について管理、保証を行わず、責任も負いません。第三者提供物に関連したお客様および第三者間のすべての取引は、かかる第三者のプライバシーポリシーおよびお客様の個人情報の使用、製品およびサービスの引渡しおよび支払い、ならびにかかる取引に関連したその他すべての規定、条件、保証または表明を含め、お客様とかかる第三者間のみで処理してください。例えば、認証された文書、電子署名、または認証局に依拠する前に、サブスクリパー契約、依拠当事者契約、証明書ポリシー、およびプラクティスステートメントなどの適用される条件を確認する必要があります。第三者提供物は、必ずしもすべての言語で、またはすべての国の居住者に対して提供されるとは限りません。アドビまたは第三者はいつでも、いかなる理由でも、すべての第三者提供物の提供を修正または中止することができます。サードパーティマテリアルに関する通知は、http://www.adobe.com/go/thirdparty_jpで参照できます。

アドビが別途契約で明示的に合意した場合を除き、第三者製品の使用は、お客様がご自身の責任においておこなうものとします。

10. 電子証明書

10.1 使用

本ソフトウェアには電子証明書が含まれている場合があります、第三者証明書機関または自己署名によって発行できます。お客様は、いかなる目的でも、電子証明書または対応する暗号化キーへのアクセス、アクセスの試み、回避、制御、無効化、改ざん、削除、使用、配布をおこなってはなりません。

10.2 お客様による承諾事項 お客様は以下のことに同意するものとします。(a) 本ソフトウェアは、構成または外部の問題により、署名が無効な場合でも有効と表示される場合があること、および(c) デジタル証明書のセキュリティまたは完全性が、文書の署名者、適用される認証局、またはその他の第三者の作為または不作為により損なわれる場合があること。電子証明書を使用するか否かの判断は、すべてお客様の責任でおこなうものとします。別途、認証機関が書面による保証をお客様に提供する場合を除き、電子証明書の使用はお客様ご自身の責任でおこなうものとします。

11. フォントソフトウェア

11.1 フォントソフトウェア Adobe FontsサービスにはAdobe Fontsサービス追加条件が適用されますが、本ソフトウェアにフォントソフトウェアが含まれている場合は、次の規定が適用されます。

11.1.1 フォントソフトウェアが本ソフトウェアに含まれているか、または本ソフトウェアを通じてアクセス可能な場合、お客様は、お使いのコンピューター上で本ソフトウェアによってフォントソフトウェアを使用し、当該コンピューターに接続された任意の出力デバイスに当該フォントソフトウェアを出力することができます。これには、当該フォントソフトウェアが入ったファイルを処理するサービスビューローの目的が含まれますが、その場合、サービスビューローが特定の当該フォントソフトウェアを使用する有効なライセンスを有する必要があります。

11.1.2 お客様は、お客様の電子文書を印刷、閲覧、および編集するために、フォントソフトウェアのコピーをその文書に埋め込むことができます。本ライセンスは、明示または黙示の別を問わず、その他のいかなる埋め込みの権利も許可しません。

11.1.3 上記の例外として、http://www.adobe.com/go/restricted_fontsに記載されているフォントは、ソフトウェアのユーザーインターフェイスの操作を目的としてのみ本ソフトウェアに含まれており、出力ファイルに含まれることはありません。このようなフォントは、本第11.1.3条に基づく使用許諾の対象ではありません。お客様は、本ソフトウェアを操作する以外のソフトウェアアプリケーション、プログラムまたはファイル内で、もしくはそのいずれかを使って、記載されたフォントをコピー、移動、アクティベートまたは使用したり、フォント管理ツールによってこのようなフォントをコピー、移動、アクティベートまたは使用したりしないことに同意するものとします。

11.1.4 オープンソースフォント アドビによって本ソフトウェアと共に配布される一部のフォントは、オープンソースフォントである可能性があります。お客様がこのようなオープンソースフォントを使用する場合は、オープンソースフォントの条件に添付されている著作権ファイルまたは使用許諾通知が指定するオープンソース使用許諾書の条件 (http://www.adobe.com/go/font_licensing_jpに掲載) を併せて遵守する必要があります。

12. 補償

お客様は、お客様による本ソフトウェアおよびアドビオンラインサービスの使用、またはお客様による本契約の違反に起因または関連して生じる、あらゆる責任、損失、法的措置、損害、または申立て（すべての合理的な費用、費用、弁護士費用を含む）からアドビおよびそのサプライヤーを補償することに同意するものとします。

13. 保証の否認

13.1 本ソフトウェアは「現状有姿」で提供されます。第8条の限定的保証および法令による保証と救済を除き、アドビシステムズ社およびその関連会社、サプライヤー、認証機関は、明示または黙示を問わず、権利不侵害、市場性、特定目的との適合性についての黙示の保証を含め、一切の保証を否認します。アドビは、アドビオンラインサービスを含め、本ソフトウェア内のコンテンツについていかなる確約もおこないません。アドビはさらに、以下のすべての項目について一切の保証を否認します。(A) 本ソフトウェアがお客様の要件を満たすこと、または常時利用可能で、中断がなく、タイムリーかつ安全で、エラーがないこと。(B) 本ソフトウェアの利用から得られる結果の有効性、正確性または信頼性。(C) 本ソフトウェアの品質がお客様の期待値を満たすこと、(D) 本ソフトウェア内のエラーまたは欠陥が修正されること。

13.2 アドビは、お客様が本ソフトウェアを使用した結果として生じたあらゆる法的措置について、一切の責任を負いません。お客様は、ご自身の裁量とリスクで本ソフトウェアを使用およびアクセスし、本ソフトウェアの使用およびアクセスに起因するお客様のコンピューターシステムへの損傷またはデータ損失について、お客様が単独で責任を負います。

13.3 お客様がアドビのサーバーにコンテンツを投稿し、アドビオンラインサービスを通じて一般に共有する場合、アドビは以下の事項について責任を負いません。(a) お客様の本コンテンツの喪失、破損もしくは損傷、(b) アドビ以外の者によるコンテンツの削除、または(c) 第三者による他のwebサイトまたは他のメディアへのお客様のコンテンツの転載。

14. 責任の限定

14.1 アドビ、アドビの関連会社、サプライヤー、および認証機関は、原因のいかんを問わず、特別損害、付随的損害、間接損害、結果的損害、精神的損害、または懲罰的損害賠償について、お客様または他のいかなる者に対しても一切の責任を負いません。これには、(a) 利用不能、データの消失または利益の逸失（予見可能か否かを問わず）に起因する損失および損害、(b) 契約違反または保証違反、過失その他の不法行為を含めた何らかの責任理論に基づく損失および損害、ならびに(c) お客様による本ソフトウェアの利用もしくはアクセスに起因し、またはこれらに関連して生じるその他の請求に起因する損失および損害を含みます。本条件のいずれの規定も、アドビの重過失、アドビもしくはその従業員による故意の違反行為、死亡、または人身傷害に対するアドビの責任を制限または除外するものではありません。本契約から生じる、または本契約に関連するいかなる事項についても、アドビの責任総額は、100米ドルを上限とします。

14.2 前述の制限および除外は、お客様の法域の適用法で認められる範囲で適用されます。この責任の限定は、一部の法域では有効でない場合があります。また、消費者保護法などの法律に基づき、放棄することのできない権利をお客様が有する場合があります。

15. 終了

お客様およびアドビはそれぞれ、少なくとも30日前までに書面により事前通知をすることにより、理由の如何を問わず、本契約を解除する権利を有します。本契約の終了と同時に、お客様は本

ソフトウェアの使用を直ちに中止し、（アドビより要請があれば）本ソフトウェアのコピーを破棄するものとします。アドビがお客様に付与したライセンスは、契約終了と同時に直ちに失効します。

16. 存続規定

本契約が満了または終了した場合、本ソフトウェアは事前に通知することなく動作を停止する場合があります。お客様の補償義務、アドビの保証の否認または責任の制限、知的所有権、プライバシー、契約の終了、輸出規則、準拠法および紛争解決条項、ならびに本契約に記載されている一般条項は、本契約の満了または終了後も存続します。これらの規定の存続は、本契約の終了後もソフトウェアにアクセスして使用する継続的な権利を創出または示唆するものではありません。

17. 輸出規制：貿易制裁と輸出管理

本ソフトウェアおよびお客様による本ソフトウェアの使用は、（A）本ソフトウェアの輸入、輸出、および使用を管理し、（B）当社がお客様に通知することなく本ソフトウェアを提供することを禁止することができる米国およびその他の管轄区域の法律、制限、規制に従うものとします。本ソフトウェアを使用することにより、お客様はかかるすべての法律、制限、規制を遵守することに同意するとともに、いかなる法域の法律によっても本ソフトウェアの受領を禁止されていないことを保証したものとみなされます。

18. 準拠法と紛争解決

18.1 お客様が北米にお住まいの場合、本契約はお客様と米国Adobe Inc.との契約となり、本契約は米国カリフォルニア州の法律に準拠します。北米以外のお客様については、本契約はお客様とAdobe Systems Software Ireland Limitedとの契約となり、本契約はアイルランドの法律に準拠します。お客様がオーストラリアにお住まいの場合、Adobe Systems Software Ireland LimitedがAdobe Australia Trading Pty Ltd.の委任代理人を務め、Adobe Australia Trading Pty Ltd.の代理人としての立場でこの契約を結びます。お客様は法律の下で追加の権利を保持する場合があります。アドビは、法律で禁じられている場合、これらのお客様の権利を制限しません。本契約は、次の規定の適用を受けず、これらの適用は明示的に排除されます。（a）あらゆる法域における法の抵触に関する規則、（b）国際物品売買契約に関する国連条約、（c）あらゆる法域で制定された統一コンピューター情報取引法。お客様はアドビとの紛争を、個人ベースでのみ解決することができ、集団代表訴訟、統合訴訟または代表訴訟の原告として訴訟を起こすことはできません。上記にかかわらず、お客様は、お客様または他者が本条件に反して本ソフトウェアの不正なアクセスまたは使用をおこなった場合、アドビがあらゆる法域において差止救済（またはこれに相当する緊急の法的救済）を請求する権利があることに同意するものとします。

18.2 お客様に何らかの懸念や紛争が発生した場合、お客様は、まずアドビに問い合わせて、紛争の非公式な解決を試みることに同意するものとします。提出後30日以内に紛争が解決されない場合、お客様またはアドビは、本利用条件または本ソフトウェアに関する申立てを終局的拘束力のある仲裁によって解決する必要があります。ただし、申立てが適格である場合に、お客様が少額訴訟裁判所に申立てる場合はこの限りではありません。

18.3 アメリカ大陸に在住の場合、仲裁は、カリフォルニア州サンタクララ郡のJAMSによって、包括的な仲裁規則と手順に基づいておこなわれます。オーストラリア、ニュージーランド、日本、中国本土、香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾、韓国、インド、スリランカ、バングラ

デシュ、ネパール、または東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国に在住の場合、仲裁は、シンガポールのシンガポール国際仲裁センター（SIAC）でその仲裁規則の下で行われます。この仲裁規則は参照によって、本条に組み込まれていると考えられます。それ以外の場合、仲裁は、ロンドンのLondon Court of International Arbitration（LCIA）でLCIA仲裁規則の下で行われます。仲裁は、お客様およびアドビの両方が選択する仲裁人1名により行われます。仲裁は英語で行われますが、母国語が英語でない証人は、英語への同時翻訳を使用して証人の母国語で証言することができます（費用はその証人を代表する側の負担とします）。下された仲裁判断の確定判決は、両当事者に対して裁判管轄権を有する裁判所で求めることができ、かつ同裁判所による強制執行が可能です。

19. 米国政府がエンドユーザーである場合の通知

19.1 アドビは、エンドユーザーである米国政府のため、すべての機会均等法（執行命令11246の規定（その後の改正を含む）、1974年Vietnam Era Veterans Readjustment Assistance Act（38 USC 4212）第402条、1973年Rehabilitation Act第503条（その後の改正も含む）、ならびに41 CFR. Parts 60-1から60-60、60-250および60-741の規制を含む）を遵守することに同意します。積極的是正措置の条項および前述の文に含まれた条文は、本契約の一部を構成するものとします。

19.2 お客様が米国政府機関である場合、または本契約が連邦調達規則（以下「FAR」という）の対象となる場合、本ソフトウェアは、C.F.R.（連邦規則集）第48編2.101条で定義されている「商用アイテム」であり、「商用コンピューターソフトウェア」および「商用コンピューターソフトウェアドキュメンテーション」、ならびにそれに関連するサービスから構成されています（これらの用語は、C.F.R.第48編12.212条またはC.F.R.第48編227.7202条で使用されています）。C.F.R.第48編第12.212条またはC.F.R.第48編第227.7202-1条～第227.7202-4条に従って、商用コンピューターソフトウェアおよび商用コンピューターソフトウェアドキュメンテーションは、（a）商用アイテムとしてのみ、かつ、（b）本利用条件に基づき他のすべてのエンドユーザーに付与されるものと同様の権利のみを付して、米国連邦政府エンドユーザーにライセンスが付与されます。未公開物に関する権利は、米国の法律により、Adobe Inc., 345 Park Avenue, San Jose, 95110-2704, USAにより留保されます。

20. ライセンスの遵守

20.1 お客様が企業または組織である場合において、アドビまたはアドビが承認した代理人から要求があったときは、お客様は、その時点において本ソフトウェアが本契約でアドビから許諾されたライセンスに従って使用されていることを、30日以内に文書により証明することに同意するものとします。

20.2 権利損失の否認、欧州連合に関する条項

本契約のいかなる部分も、消費者として取引する当事者を含め、いかなる当事者の法的権利も害するものではありません。例えば、ニュージーランドの消費者が本ソフトウェアを個人的なビジネス目的で入手する場合、本契約には消費者保証法が適用されます。別の例として、本ソフトウェアをドイツの消費者が入手した場合、本契約はドイツの製造物責任法の対象となります。

20.3 責任の限定

20.3.1 ドイツまたはオーストリアの消費者を除き、第14条（責任の制限）が適用されます。お客様は、損害を回避し軽減するためにあらゆる合理的な手段を講じること、特に、本ソフトウェアおよびお客様のコンピューター上のデータのバックアップコピーを作成することが推奨されます。

20.3.2 ドイツまたはオーストリアで本ソフトウェアを取得し、これらの国に通常居住している場合、第14条は適用されません。代わりに、第20.3.2条の規定を条件とし、アドビの法律上の損害賠償責任は、(a) 重大な契約上の義務の軽微な過失による不履行を原因とする損害に関しては、本使用許諾契約を締結した時点で一般的に予測可能であった損害額を上限としてアドビは責任を負い、(b) 重大でない契約上の義務の軽微な過失による不履行を原因とする損害に関しては、アドビは責任を負わないものと限定されます。

20.3.3 前述の限定責任は、強制的な法的責任、特にドイツ製造物責任法に定められた責任、特定の保証を引き受けたことに対する責任、過失により発生した人身傷害に対する責任には適用されません。

21. アップデートと提供

21.1 本契約の更新

アドビは、法律の改正または本ソフトウェアの変更を反映するために、随時、本契約を改訂することがあります。定期的にも本契約に目を通してください。アドビは、本契約の改訂の通知を、このページに掲載します。改訂版の発効後に本ソフトウェアの使用またはアクセスを継続することにより、お客様は本契約の改訂版の新しい条件に拘束されることに同意したものとみなされます。

21.2 提供の限定

本ソフトウェアおよびアドビオンラインサービスは、言語または居住国によっては、提供されない場合があります。

22. 雑則

22.1 **完全なる合意** 本契約は、本主題についてお客様とアドビの両当事者の完全な了解を含み、書面および口頭の、本主題に関するこれまでのすべての契約、了解、提案、協議、交渉、表明、保証に優先します。

22.2 **英語版** 本契約の規定の解釈は、本契約の英語版に基づいておこなうものとします。

22.3 **見出し** 本契約で使用される見出しは、便宜のためにのみ提供され、意味や意図を解釈するために使用されるものではありません。

22.4 **可分性** 本契約のいずれかの条項が、何らかの理由により無効または執行不能であると判断された場合でも、本契約は引き続き効力を持続し有効であるものとします。

22.5 **権利放棄の否定** アドビが本契約のいずれかの条項を強制または行使しなかった場合でも、当該条項の権利を放棄するものではありません。